

釜石市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱

釜石市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱（平成 20 年釜石市告示第 92 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 一般家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を促進するため、生ごみ処理容器等を購入する者に対し、釜石市補助金交付規則（昭和 50 年釜石市規則第 44 号。以下「規則」という。）、釜石市補助金交付要領（平成 19 年釜石市告示第 79 号。以下「交付要領」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

（定義）

第 2 条 この要綱において、「生ごみ処理容器等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 生ごみ処理容器 土中の微生物又は特殊菌等の活動を利用することにより、生ごみを発酵分解し容量を減少させ、堆肥化させる容器をいう。
- (2) 電動式生ごみ処理機 電気を利用して生ごみを発酵分解し、又は乾燥して容量を減少させ、堆肥化させる機器をいう。

（補助金の交付対象）

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、生ごみ処理容器等を購入しようとする者で、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者であること。
- (2) 生ごみ処理容器等により堆肥化した生ごみを、責任をもって自ら処理できること。

2 交付対象となる生ごみ処理容器等の基数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理容器 1 会計年度において 1 世帯につき、1 基とする。
- (2) 電動式生ごみ処理機 1 世帯につき、1 基とする。ただし、補助金の交付を受けて電動式生ごみ処理機を購入し、6 年を経過した場合は、この限りでない。

（補助金の額）

第 4 条 補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理容器 購入費の 3 分の 2 以内とし、3,000 円を限度とする。
- (2) 電動式生ごみ処理機 購入費の 2 分の 1 以内とし、30,000 円を限度とする。

（平 23 告示 32・一部改正）

2 前項の場合において、補助金の額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請等）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生ごみ処理容器等購入費補助金交付申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、適正と認めたときは、生ごみ処理容器等購入費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

3 補助金の交付決定を受けた者は、生ごみ処理容器等を購入したことを証する書類を添えて、生ごみ処理容器等購入費補助金交付請求書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

(完了期限等)

第6条 補助事業の完了及び補助金交付請求書等の提出期限は、毎年3月31日とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成21年5月15日から施行する。
- 2 この告示による改正後の釜石市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以降に交付決定を受けた補助金から適用し、同日前に交付決定を受けた補助金については、なお、従前の例による。

附 則 (平成23年4月1日告示第32号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。